

Pocket

つなぐ
ささえる
まもる

Take free

vol.13
2019年9月発行



ソーシャルワーカーは港に似ているかもしれない。受け入れて、繋ぐ。嵐がきても、きっと、大丈夫。

兵庫県社会福祉士会です。

あなたや家族の方が
生活の中で困ったことがあった時に、
お話をよくうかがって、
最も適したサービスに「つなぎ」、
生活を「ささえる」チカラになることが、
私たち社会福祉士の仕事です。
また、高齢の方や障害のある方を
「まもる」ため、
地域の自治体や弁護士などの
専門職と連携し、虐待防止にも
積極的に取り組んでいます。

社会福祉士と共に

特集

平成の福祉を 振り返る

全ページで大特集!

1989年 - 2019年

平成の福祉を
振り返る。



社会がめまぐるしく
変化した「平成」は、福祉の世界も
さまざまな対応を迫られた時代
だったといえます。
社会福祉士は平成元年に誕生し、
その変化に即した支援を模索してきました。
平成の福祉を振り返ります。



平成元年 (1989年)	平成2年 (1990年)	平成3年 (1991年)	平成4年 (1992年)	平成5年 (1993年)	平成6年 (1994年)	平成7年 (1995年)	平成8年 (1996年)	平成9年 (1997年)
●消費税導入(3%)	●日本人初の宇宙飛行	●日本初の女性市長 芦屋市で誕生 雲仙普賢岳 大火砕流	●東海道新幹線「のぞみ」運行開始	●姫路城 日本で初の世界文化遺産 北海道南西沖地震	●関西国際空港開港 愛知・中2男子 いじめ苦に自殺 いじめ問題がクローズアップ	● 阪神淡路大震災 ●地下鉄サリン事件 ●地方分権推進法 ●病原性大腸菌O157が指定伝染病に		
								

●社会福祉士第1回国家試験

●「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ

●精神保健福祉士法
法律が整備され精神保健福祉士が誕生します!

●育児休業法

●児童の権利に関する条約批准

●「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ

男性の育児休業率が伸び悩む中、政府は2020年に男性の育児休業取得率13%を目指しています。

年度	女性	男性
平成19年度	89.7%	1.56%
平成29年度	83.2%	5.14%

育児休暇取得率(厚生労働省「雇用均等基本調査」)

[平成7年] 兵庫県社会福祉士会 阪神淡路大震災の際、宝塚市等で救援活動その後、神戸市西区で被災者支援活動

[平成5年] 兵庫県社会福祉士会 日本社会福祉士会の兵庫支部として結成

虐待相談件数を指して、ワースト〇位と報じられることがあります。虐待の相談件数が多い悪いことでしょうか。

相談件数の多さは、相談しやすい環境があるということかもしれません。それに、虐待の定義が広く浸透し、これまで見過ごされていたケースが虐待と認識され相談に繋がったという場合や、虐待の定義が変更され、例えば子ども目の前でドメスティック・バイオレンスが行われる場合(面前DV)も心理的虐待に該当するなど範囲も広がり、より子どもへの心身を守る道筋が増えてきているとも言えます。単純に相談件数のみでワーストと取り上げるのは誤解を招くおそれがあるのではないのでしょうか。(広報委員・胡中)

虐待の相談対応件数が多い悪いこと?

平成を振り返る福祉コラムだよ!

平成の福祉を振り返る。

「平成」の30年余、めまぐるしく動いた社会に福祉はどう対応してきたのでしょうか。年表と社会福祉士のコラムで振り返ります!

平成30年
233,517名

1300倍

平成元年
177名

平成・社会福祉士の登録者数推移
(公益財団法人社会福祉士振興・試験センター)

社会の動き

平成10年 (1998年)	● トライやる・ウィーク実施 ● 明石海峡大橋開通 ● 冬季オリンピック ● パラリンピック長野大会
平成11年 (1999年)	● 日本初の脳死判定による臓器移植 ● 光市母子殺害事件 ● 桶川ストーカー殺人事件
平成12年 (2000年)	● 日本初の女性知事が大阪府で誕生 ● 西鉄バスジャック事件 ● 三宅島噴火、全島民が避難 ● 鳥取県西部地震
平成13年 (2001年)	● 「USJ」大阪にオープン ● 付属池田小事件
平成14年 (2002年)	● 学校週5日制完全実施
平成15年 (2003年)	● 長崎男児誘拐殺人事件 ● SARSが新感染症に指定 ● 十勝沖地震
平成16年 (2004年)	● 佐世保小6女児同級生殺害事件 ● 新潟県中越地震 ● 奈良小1女児誘拐殺人事件 ● 犯罪被害者基本法
平成17年 (2005年)	● スペシャルオリンピックピクニック ● 冬季世界大会 長野で開幕 ● 福岡県西方沖地震 ● JR福知山線脱線事故 ● アスベスト健康被害の社会問題化 ● 我が国の人口が統計開始以来はじめて自然減
平成18年 (2006年)	● 出生率過去最低を更新 ● 65歳以上人口初めて20%超 ● 神戸空港開港
平成19年 (2007年)	● 最高気温35度以上の日を「猛暑日」に能登半島地震 ● 熊本市慈恵病院に「1つこのりのゆりかご」
平成20年 (2008年)	● 秋葉原通り魔事件 ● リーマン・ブラザーズが経営破綻 ● 年越し派遣村 ● 新型インフルエンザの流行 ● 裁判員制度開始
平成21年 (2009年)	● 高校の授業料実質無料化 ● 家畜の伝染病 口蹄疫の流行
平成22年 (2010年)	

福祉の動き

- 「精神薄弱者」から「知的障害者」へ
● 特定非営利活動法人法(NPO法)
- 「保母」から「保育士」へ
- 社会福祉基礎構造改革
● 児童虐待の防止等に関する法律
● 介護保険法
● 少年法改正 刑事処分可能な年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げ
- DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 「精神分裂病」から「統合失調症」へ
- 少子化対策基本法
● 保育士資格の法定化
● 支援費制度施行
- 発達障害者支援法
● 「痴呆」から「認知症」へ
- 「認知症を知り 地域をつくる10カ年」
- 障害者自立支援法
● バリアフリー新法
● (ハートビル法と交通バリアフリー法を統合) 自殺対策基本法
● 認定こども園創設
● 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
● 地域包括支援センター設置
- 学校教育法の改正により特別支援教育へ
● 少年法の改正 少年院送致の下限年齢が「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げ
- 後期高齢者医療制度
- 「海の日」をソーシャルワーカーデーに
- 令和元年は明石で開催!

平成30年度 1,281,381人

平成17年度 29,982人

約43倍

認知症サポーターの人数(全国キャラバン・メイト連絡協議会HPより)

「認知症サポーター」は、認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことです。

[平成21年] 兵庫県社会福祉士会「日本社会福祉士会兵庫支部」から「一般社団法人兵庫県社会福祉士会」へ

介護保険

現在は、介護予防に重点を置かれており、社会で高齢者を見守るような仕組みを取り入れています。本来ならばより充実した介護を受けられるようにするための仕組みであるべきですが、要支援の人が介護保険適用から外れて自治体の事業に切り替わったことで、サービスの格差がうまれる可能性があります。限りある介護保健の財源と上手く向き合いながら、誰もが不自由なく笑って老後を迎えられる仕組みとは何か、これからも考えていきたいと思えます。(広報委員・清水)

「保母」から「保育士」へ
名称変更

「保育士」に名称変更する以前の男性保育業務従事者といえば「保父」とイメージされる方もいるかもしれませんが、「保母」が正式名称であったため男性保育者も「保母」でした。1999年男女雇用機会均等法の大幅な改正に伴い、児童福祉法施行令が改正され、「保育士」に改称されました。

保育現場は今も女性が多く活躍していますが、男性保育者も少しずつ増えています。そこには名称変更もまた一つの起因になっています。(広報委員・胡中)

成年後見制度

成年後見制度は、自分の意思や判断で契約を行うことに支援が必要な方の、財産管理・身上監護を行い、権利を護る制度です。

制度開始から20年近くが経ち、徐々に広がってはいますが、これからの超高齢社会を支えるためには、より一層の理解と普及が必要で、そのためには、利用促進に取り組んでいます。これからはますます成年後見人等が身近な存在になるでしょう。私たち社会福祉士は意思決定支援のプロフェッショナルとして専門職後見人の役割を担い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に貢献しています。

(広報委員・森保)



平成の福祉を振り返る

平成の30年間は、社会福祉の分野で多くの改革がなされた。平成元年に、ゴールドプラン（高齢者保険福祉推進10カ年戦略）が策定され、平成9年に介護保険法、平成12年に社会福祉基礎構造改革、平成14年に支援費制度、平成17年に障害者自立支援法（後に障害者総合支援法に改正）、平成24年に子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援制度など、福祉の枠組みが大きく変わった。これらの改革では、①措置から契約へ、②選別主義から普遍主義へ、③保護から自立への転換、④国による現金給付から自治体によるサービス給付という4つのパラダイムシフトがなされた。この背景には、平成初期の行財政改革と景気の上昇の中で、少子高齢化による福祉の需要にどう対応していくかという福祉制

度改革が考えられるようになり、高齢者福祉改革へとつながっていく。また、昭和56（1981）年の国際障害者年の頃から「自立」という概念が意識され、自立・自己実現の要請に対して、それまでの措置制度下の法制度では十分に対応できなくなり、それが社会福祉基礎構造改革へとつながっていきののである。社会福祉基礎構造改革における措置から契約への移行は、利用者へのニーズを満たすために、社会福祉法人だけではなく株式会社やNPO法人といった多様な事業者を参入できるようにし、利用者のサービスの選択の保証と、社会福祉事業の自主的な発展のための環境整備を目的とした。本来は、サービスの質を上げるための競争を促すはずであったが、競争原理にあおられて、人件費率を非常に低く抑えるといった、誤った

方向性に向かう例もあった。このように、当初の理念が十分に浸透できず、平成の社会福祉改革は道半ばといえる。様々な改革を経ながらも、地域においては、さまざまな課題を抱えながら社会的に孤立し、適切な支援につなげていない人が数多く存在している。自ら助けを求め、声を上げない人や出さない人は少なくなく、そうした人びとをどのように支えていくのが課題である。このような状況の中、平成の終わりに、国は「地域共生社会」「我が事・丸ごと」という改革の基本コンセプトを打ち出した。これは、個別の縦割りの制度の中で取り組まれてきた改革を、地域の中で包括的に推進しようというものである。しかし、国が果たさなければならぬ責務を地域に国民に丸投げしないか、注意が必要である。（広報委員 中山）

社会の動き

- 平成23年(2011年) ● 東日本大震災
- 平成24年(2012年) ● 東京スカイツリーオープン
- 平成24年(2012年) ● 100歳以上5万人超
- 平成25年(2013年) ● いじめ防止対策推進法
- 平成26年(2014年) ● あべのハルカス開業
- 平成26年(2014年) ● 消費税5%から8%へ
- 平成26年(2014年) ● 総人口の4人に1人が65歳以上
- 平成26年(2014年) ● 日本人男性の平均寿命初の80歳超
- 平成26年(2014年) ● 御嶽山噴火
- 平成27年(2015年) ● 若者雇用促進法
- 平成27年(2015年) ● マイナンバー法
- 平成28年(2016年) ● 相模原障害者施設殺傷事件
- 平成28年(2016年) ● 出生数初の100万人割れ
- 平成29年(2017年) ● プレミアムフライデースタート
- 平成29年(2017年) ● 外国人技能実習適正化法
- 平成30年(2018年) ● 民法改正2022年から成人年齢を18歳に
- 平成30年(2018年) ● 北海道地震
- 平成30年(2018年) ● 日本に在留する外国人総人口の2%過去最高
- 平成31年(2019年) ● 4月30日・平成の時代が終わる

福祉の動き

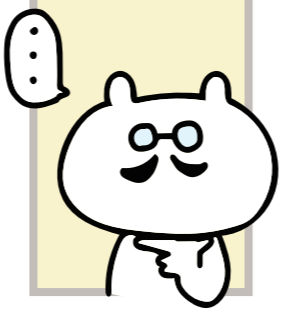
そして新しい時代へ！
みんなでつくる福祉を！

令和

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 障害者総合支援法
- 障害者権利条約批准
- 認定社会福祉士制度開始
- 子ども・子育て支援法
- 生活困窮者自立支援法
- 障害者差別解消法

兵庫県社会福祉士会

- [平成30年] 平成30年7月豪雨災害岡山市及び広島市への災害支援活動
- [平成28年] 熊本地震への支援活動
- [平成26年] 平成26年8月豪雨災害丹波市への災害支援活動
- [平成23年] 東日本大震災での支援活動（宮城県南三陸）～平成24年3月（岩手県大槌町・陸前高田市など）



障害福祉

障害福祉は障害者支援費制度が導入された時から、障害者の日常生活の根幹を大きく変えた。障害者自身がサービスを「選択する『契約』という概念を持ち込み、障害者の意思の尊重に重きを置きましたが、障害者は本当に希望通りの未来を選択しているでしょうか？ 障害者の自己選択による結果を自己責任に押し付けてはいませんか？ 誰の為の支援でしょうか？ 支援の手が届いているのでしょうか？ 何度も改正を繰り返す障害者施策にばかり振り回されず、障害者の声に耳を澄ませましょう。（広報委員・赤木）

子どもの権利条約 障害者権利条約

条約とは国と国の間で交わされた約束であり、お互いの国内の決まりを拘束する取り決めです。私たちの身近な生活に影響する法律が作られるものにもなっています。

平成時代に批准した条約の中から2つ紹介します。

「子どもの権利条約」は、すべての子どもの命と最善の利益が守られるように求めています。また、子どもの意見は尊重され、自由に表明することが保障されなければならないと定めています。

「障害者の権利条約」は「われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな！」というスローガンが象徴するように、自己決定権と参加を保障しています。障害は個人の問題ではなく社会のあり方で発生していると考え、国や自治体主導の配慮を義務付けています。

昨今のニュースを見るとときに、日本という国が国際的に「守ります」と約束している条約があることを念頭に考えると、何が正しいのか考える指標になるかもしれませんね。（広報委員・遠藤）



学校の先生からの相談をうけて、生徒の皆さんのことを、スクールカウンセラーさんや、養護の先生などと連携してサポートしています。

学校にいますよ～

1

授業中や、休み時間に校内を見て回り、生徒の皆さんとコミュニケーションを取っています。

頑張ってるなあ～

2

また、家庭訪問や面接で福祉の相談先を紹介したり、必要な機関につなげたり、ご家庭への支援も行なっています。

3

このように、子どもたちが学校生活を安心して送れるよう、福祉の専門職として日々見守り、サポートをしています！

4

ふくいさん：スクールソーシャルワーカーは、県内でも各市町の小中学校に配置がすすんできています。

編集後記

平成の福祉を振り返ると、福祉8法改正に始まり、多くの制度改革がありました。私たちは、その制度改革を振り返ることで「福祉制度は真に支援を必要としている人びとの暮らしを支えることができているのか」ということに対峙したように思います。

「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で、新しい文化、新しい時代を切り開いていくという意味があります。平成という時代は終わりました。新たな時代は「みんなが幸せ」になるような社会にしていきたいと思ひます。手を取り合って、共に構築していきましょう。(広報委員・小椋)

事業活動

- ・社会福祉に関する情報提供及び相談事業
- ・権利擁護に関する相談事業
- ・成年後見・後見監督に関する事業
- ・社会福祉士等の養成支援に関する事業
- ・地域包括支援センターへの支援に関する事業
- ・社会福祉従事者研修に関する事業
- ・生活困窮者支援に関する事業
- ・高齢者虐待・障害者虐待防止等に関する事業
- ・児童虐待防止・子育て支援等子ども家庭支援に関する事業
- ・福祉サービスの質の向上のための評価に関する事業
- ・社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究事業
- ・県・市町の福祉計画への参画・提言
- ・その他、この法人の目的を達成するために必要な事業



この一枚 「日本・モンゴル民族博物館」

撮影・文：下中 智晃さん



但馬の片田舎にモンゴルの民族博物館というミスマッチもさることながら、この所蔵している資料はすでにモンゴルにも残っていないようなものが多数保管されています。



おかげさまで10年!!
うすき行政書士事務所
(うすき社会福祉士事務所併設)

いずれかに当てはまる方は是非一度お問い合わせください!

- 福祉サービス事業所を立ち上げたい
- 新しく会社やNPOを興したい
- 認定NPO等の準備を考えている
- 社会福祉法人の運営支援をしてほしい
- 遺言書、遺産分割、相続手続きに悩んでいる

うすき行政書士・社会福祉士事務所 (大口事務所 併設)
兵庫県西宮市本町7番15号 (西宮えびす神社そば)



お電話はこちら!
0798-34-3999

090-9264-7594
sp8c6h89@aurora.ocn.ne.jp

